

2023年12月26日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニーズ株式会社  
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 弘 明  
 (コード番号：2743 スタンダード)  
 問 い 合 わ せ 取 締 役 管 理 本 部 長 矢 尾 板 裕 介  
 (TEL. 03-6731-3410)

**(2022年10月6日付、12月28日付公表) 再発防止策の実施状況に関するお知らせ**

当社は、当社代表取締役個人が取締役会の承認を受けずに当社を連帯保証人とする金銭消費貸借契約書を締結していたことが判明した件を受けて、2022年10月6日付「再発防止策の策定に関するお知らせ」を公表いたしました。また、連結子会社であったピクセルソリューションズ株式会社の元代表取締役増井浩二氏が同社の印章を偽造して使用した可能性のある一連の事案の調査報告を受けて、2022年12月28日付「再発防止策の策定に関するお知らせ」を公表いたしました。

これら再発防止策の実施開始以降、2023年9月から2023年11月末日まで（以下、「当該期間」という。）の実施状況について、下記のとおりお知らせいたします。

記

再発防止策の実施状況

再発防止策	背景・実施状況	実施時期
(1) コンプライアンス意識の徹底	<p>当社YouTubeチャンネルの決算説明動画にて代表取締役自ら、コンプライアンス遵守が経営の最重要課題であり、法令遵守、コンプライアンス・ガバナンス意識の向上の確約についてのメッセージを株主及びステークホルダーの皆様に向け発信しております。</p> <p>今後も半年毎に当社YouTubeチャンネルの決算説明動画にて代表取締役から、コンプライアンス経営を行っていく旨、ガバナンスの改善状況についてご報告させていただきます。</p> <p>【実施日】当該期間に実施無し</p> <p>当社グループ全役職員が参加する全社会（月次開催）にて代表取締役自らの音声（AI 動画）にて、当社グループの全役職員に向け、コンプライアンス・ガバナンスを重視する旨のメッセージを発信</p>	<p>半年に一度実施                      次回配信                      2024年2月15日予定</p> <p>月次実施</p>

	<p>しております。</p> <p><b>【実施日】</b></p> <p>2023年</p> <p>9月7日「新規事業のガバナンスの重要性」</p> <p>10月6日「データセンター事業のセキュリティ管理とコンプライアンスについて」</p> <p>11月は全社会非開催のため実施無し</p> <p>今後開催される全社会においても、毎回、当社の掲げる最重要課題として、当社グループ全役職員に向けてコンプライアンス・ガバナンスの重要性について発信してまいります。</p>	
<p>(1) -2 取締役・監査役に対するコンプライアンス意識の改革</p>	<p>当社取締役・監査役のコンプライアンス意識の向上のためコンプライアンス研修を実施しております。定時取締役会後を研修日と定め月次で実施することとし、当該期間において下記の内容の研修を実施しております。なお、これまでの役員研修には全役員が参加しておりますが、欠席者には研修資料、録音、録画を共有することとしており、欠席者はその内容を確認することとしております。</p> <p><b>【実施日】</b></p> <p>2023年</p> <p>9月22日実施</p> <p>「実務担当者が知っておくべき企業不祥事対応の基礎（後編）～初動対応、調査、再発防止策の実践まで～」</p> <p>10月21日実施</p> <p>「グループ会社のリスク管理のための法と実務（前編）～グループガバナンスの基礎から応用へ～」</p> <p>11月21日実施</p> <p>「グループ会社のリスク管理のための法と実務（後編）～グループガバナンスの基礎から応用へ～」</p>	<p>月次実施</p>
<p>(2) 印章管理体制の強化</p>	<p>当社はこれまで印章利用時には、押印を必要とする文書及び印章押印申請書を印章管理者へ提出する社内手続きを当社印章管理規定に定義していたものの、その社内手続きが遵守されず、印章管理者へ口頭での申請のみで印章使用されていることが多く、実態として押印可否の判断は印章管理者に委ねるものとなっておりました。</p>	<p>月次実施</p>

	<p>また、印章が営業時間外は金庫で保管されていたものの、営業時間内は代表取締役が単独の持出しが可能な管理体制となっており、その管理体制の甘さから今回の代表取締役が個人用途で使用した不正事案につながる原因になっておりました。</p> <p>印章利用における社内手続きを厳格化し、印章管理体制の強化として管理者を2名（取締役、常勤監査役）とし、印章利用方法については下記のとおりとしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用時以外は金庫にて管理</li> <li>・ 利用時は押印事由・社内手続の決裁状況を確認し、印章押印申請が行われている書類のみに対応</li> <li>・ 取引等によって持ち出しが必要な場合は印章持出申請を行うと共に管理者2名のどちらかが同伴</li> </ul> <p>当該期間における印章の保管及び持出しについては、押印申請書や印章持出申請書が、関連する稟議書や契約書の内容と整合し適時適切に作成されていることを、常勤監査役が月次で確認しております。</p>	
<p>(3) 相互監視機能の強化</p>	<p>稟議起案者と決裁者が同一人物であるケースや、稟議手続を完了する前に契約締結や送金を行い、事後に稟議を行う（事後稟議）が相当数あったことを改善するため、稟議手続きの厳格化、円滑な情報共有と相互監督機能の強化を目的に、軽微な内容を含めて全ての電子稟議フロー（書面稟議書等の使用はありません。）において社外取締役が事前に確認を行える業務フローに変更いたしました。</p> <p>本再発防止策実施開始以降、稟議申請は社外取締役のいずれかによって全件の事前確認が行われており、当該期間においても適切に運用がなされていることを確認しております。</p>	<p>稟議申請都度実施</p>
<p>(4) 社内規程の運用状況のモニタリング強化</p>	<p>意思決定における稟議フローに関して、内部監査室が子会社全社を含むモニタリングを月1回実施しております。</p> <p>その結果、当該期間のモニタリングにおいて不備は検出されておりません。内部監査室より取締役会、監査役会にて稟議のモニタリングや継続モニタリングなどの内部監査の状況を報告の上で、</p>	<p>月次実施（月末）</p>

	<p>不備が検出された部門がある場合、問題の生じた部門担当者に対し管理本部管掌取締役からは是正指導を行うこととしております。</p> <p>※継続モニタリングとは、(8) iv記載のとおり不備が是正されてからも継続的に問題が起きていないかランダムにチェックを行うことを指します。</p>																			
<p>(5) 企業風土の改革と権限集中の解消</p>	<p>コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、代表取締役への権限集中の解消を目指すとともに、取締役会の有効性を高めるため、上程する議案についての事前審議の場として取締役会審議会を2022年10月に設置いたしました。取締役会に上程された全ての議案は当該審議会の事前審議がされており、資料の早期提出、取締役会における活発な議論に繋がっております。</p> <p>今後も継続的に取締役会審議会において2日以上前に審議を行うことでスピード重視ではない企業風土の改革を進め、牽制機能が働き権限集中の解消を図ります。</p> <p>【当該期間における取締役会審議会開催日と対応する取締役会開催日】</p> <p>2023年</p> <table border="1" data-bbox="560 1227 1114 1637"> <thead> <tr> <th>取締役会審議会開催日</th> <th>取締役会開催日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月1日</td> <td>9月4日</td> </tr> <tr> <td>9月19日</td> <td>9月22日</td> </tr> <tr> <td>9月27日</td> <td>9月29日</td> </tr> <tr> <td>10月18日</td> <td>10月20日</td> </tr> <tr> <td>10月18日</td> <td>10月26日</td> </tr> <tr> <td>11月7日</td> <td>11月10日</td> </tr> <tr> <td>11月10日</td> <td>11月14日</td> </tr> <tr> <td>11月17日</td> <td>11月22日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2023年2月8日開示の第三者割当により発行される新株式及び第13回新株予約権で払い込まれた増資資金の資金移動に関する取締役会決議に関しましては増資資金管理委員会にて審議を行っており、取締役会審議会で審議は行っておりません。</p> <p>※増資資金管理委員会は増資資金の適切な運用をすることを目的とし、支出の際の事前承認、支出後の事後的な検証を行うために2023年2月に</p>	取締役会審議会開催日	取締役会開催日	9月1日	9月4日	9月19日	9月22日	9月27日	9月29日	10月18日	10月20日	10月18日	10月26日	11月7日	11月10日	11月10日	11月14日	11月17日	11月22日	<p>適宜開催</p>
取締役会審議会開催日	取締役会開催日																			
9月1日	9月4日																			
9月19日	9月22日																			
9月27日	9月29日																			
10月18日	10月20日																			
10月18日	10月26日																			
11月7日	11月10日																			
11月10日	11月14日																			
11月17日	11月22日																			

	設置し運用を開始しております。メンバーは社外取締役だけで構成しております。2023年5月開催の取締役会にて増資資金管理委員会の規定を策定しております。	
(6) 取締役・監査役に対するコンプライアンス・ガバナンス意識の改革	<p>上記(1)-2 取締役・監査役に対するコンプライアンス意識の改革、下記(8) i 当社取締役、監査役に対する内部監査に関する研修の実施に記載の通り、当社取締役・監査役のコンプライアンス意識の向上のためコンプライアンス研修を実施しておりますが、内部監査の知見が高まることで、コンプライアンス・ガバナンスの意識も高まると判断したため、四半期に一度e ラーニングテストを実施しております。当該期間においては2023年11月に実施しております。</p> <p>e ラーニングのテストの内容は著書「内部監査基本テキスト(中央経済社)」等より20問抜粋し当社独自に作成いたしました。11月21日にメールにて配布し11月30日までに全役員が実施しております。</p>	四半期に一度実施 次回2月実施
(7) コンプライアンス・ガバナンス意識、内部監査の知見を有する社外取締役の選任	<p>当社の取締役会の構成メンバーにコンプライアンス・ガバナンス、内部監査の知見を有する人材登用が必要であることから、2023年3月31日開催の株主総会にて新任社外取締役に弁護士である西牧佑介氏を選任しております。</p> <p>西牧氏は従前より20社以上の顧問を務め、その中で、法人内部における意思決定過程等の適正化について継続的にアドバイスを行って来た経験を有しています。また監査役として社内の業務適正化についてアドバイスをしてきた経験もあり、当社内部監査において有益な人材であるとの判断をしております。</p>	2023年3月31日株主総会にて選任
(8) 内部監査体制等の強化 i. 当社取締役、監査役に対する内部監査に関する研修の実施	<p>上記(1)-2 取締役・監査役に対するコンプライアンス意識の改革に記載の通り、当社取締役・監査役のコンプライアンス意識の向上のためコンプライアンス研修を実施しておりますが、内部監査の知見を高めることも重要であることから、内部監査に関する内容の研修も月次の役員研修に組み入れ実施いたします。(上記(1)-2記載の月次で開催する役員研修の中で内部監査の内容を年間3回程度行います)</p>	上記(1)-2記載の月次で開催する役員研修に組み込み、年間3回程度実施

	<p>以下の研修が当該期間に実施した内部監査に関する内容の研修となります。</p> <p><b>【実施日及び研修内容】</b> 当該期間に該当なし</p>	
(8) ii. 取締役会において内部監査運用状況の確認を毎月実施	<p>取締役会の内部監査に対する意識を高めるために、2023年1月以降月次で開催される定時取締役会に内部監査室が出席し、内部監査の問題点の報告を行い、報告を受けた取締役会では問題点を把握し各部門に是正を行うよう管掌取締役から指示を行ってまいります。</p> <p><b>【実施状況】</b> 9月22日開催取締役会 (報告事項) 指摘事項あり (継続モニタリング) ①稟議規定違反なし、②8月10日に開示を行った特別損失について、東証より開示遅延である旨の指摘を受けており、発生事実に基づき直ちにその内容を開示するよう再発防止に努めていただきたい旨を指摘。(8) vに記載の通り被監査部門より改善状況回答書が提出され内容を確認した。</p> <p>10月20日開催取締役会 (報告事項) 指摘事項無し (継続モニタリング) ①稟議規定違反なし</p> <p>11月22日開催取締役会 (報告事項) 指摘事項無し (継続モニタリング) ①稟議規定違反なし</p>	<p>月次実施 2023年1月以降実施</p>
(8) iii. 監査役会において内部監査運用状況の確認を毎月実施	<p>監査役会の内部監査に対する意識を高めるために、2023年1月以降月次で開催される定時監査役会に内部監査室が出席し、内部監査の問題点の共有、審議を行っております。報告を受けた監査役会は取締役会に対して是正勧告を行ってまいります。</p> <p><b>【実施状況】</b> 監査役会開催日：2023年9月22日、10月20日、11月22日 内部監査室報告内容：上記(8) ii記載と同様</p>	<p>月次実施 2023年1月以降実施</p>

<p>(8) iv. 内部監査室の報告の義務化 (内部監査規定の改定)</p>	<p>内部監査室による継続的なモニタリングを厳格化するため、2023年1月23日開催の取締役会にて内部監査規定の改定を行い、内部監査室が定時取締役会に出席し指摘事項及び指摘事項の改善状況の進捗にかかる回答書の共有を行うことを義務付けることといたしました。これにより、内部監査室による継続的なモニタリング機能が働き、被監査部門の是正処置を促し、不備の早期是正を図ります。</p> <p>不備が是正されてからも継続的に問題が起きていないかランダムにチェックを行います。</p> <p>また、回答期限について翌月開催の取締役会、監査役会までに回答する旨を明記し、2023年4月21日開催の取締役会にて内部監査規定の改定を実施いたしました。</p>	<p>2023年1月より定時取締役会にて指摘事項の報告を実施</p> <p>2023年1月23日、4月21日取締役会にて内部監査規定改定</p>
<p>(8) v. 不備が検出された被監査部門の改善報告の義務化 (内部監査規定の改定)</p>	<p>不備が検出された被監査部門においては早急に是正処置を行う必要があることから、2023年1月23日開催の取締役会にて内部監査規定の改定を行い、内部監査室の業務監査にて不備が検出された被監査部門に対して回答書の提出による報告を義務付けました。回答書は次回の定時取締役会までに内部監査室に提出することとし、これにより不備の早期是正を図ります。また、実質的に是正がされていることは監査役会が被監査部門にヒアリングなどによる確認を行い是正がされたことを確認してまいります。</p> <p>また、実質的な是正がなされていることを確認するため、監査役会による抜き打ちのモニタリングを実施する旨、被監査部門からの回答書の提出期限を定める旨を明記し、4月の定時取締役会にて内部監査規定の改定を実施いたしました。</p> <p><b>【当該期間の回答書提出実績】</b></p> <p>当該期間中の3回の定時取締役会のうち、9月に1件、内部監査室からの指摘事項がありました。これを受け、当該指摘を受けた部門（経営企画部門）から内部監査室に対し、10月の定時取締役会までに改善状況回答書を提出しております。</p> <p><b>【当該期間の監査役会による抜き打ちモニタリング実績】</b></p> <p>(1) 稟議申請</p>	<p>2023年1月23日、4月21日取締役会にて内部監査規定改定</p>

	<p>各取締役会において稟議事項に関する申請の遅れその他の規則違反についての内部監査室からの報告はありませんでしたが、監査役は稟議申請者へのヒアリングを数件実施し、その確認を取っております。</p> <p>(2) 印鑑の保管および使用ルール</p> <p>印鑑に関しては、その保管・使用に関し印鑑持出申請書及び印章押印申請書を各部門が作成・申請し、管理部総務部門が確認し、承認者による承認が規定通り適切に実施されたかを、監査役が定期的なモニタリングを行い確認することでルールの徹底を図っております。本期間中には、ルール違反による保管・使用はありませんでした。</p>			
(8) vi. 内部監査室の研修実施	<p>内部監査室においても内部監査や内部監査規定などの理解度を高める必要があり、それらの理解に必要となる基本的な知識を得るために内部監査協会などの研修を年に4回実施します。これにより内部監査室のスキルアップを図り、当社の内部統制、内部監査体制の強化を図ります。</p> <p>【実施日】</p> <p>2023年11月8日「第309回スキルアップ研修会」</p>	<p>四半期に一度実施</p> <p>次回 2024年1月実施</p>		
(8) vii. 内部監査（業務監査）のレビュー実施	<p>内部監査室の業務監査の運用状況モニタリングについては、公認会計士が在籍している内部監査等の業務支援等を行っている株式会社 atA&amp;C（以下 atA&amp;C 社という）にて、内部監査が計画通り、また適正に実行されているか四半期に1回レビューを実施することとし、2023年1月分より開始いたします。内部監査室自体へのモニタリングを強化することによって、適切に内部監査室が機能し、結果的に不正などの発生の未然防止を図ります。</p> <p>【実施状況】</p> <p>2023年7～9月に内部監査室が実施した業務監査について atA&amp;C 社にて10月31日付けでレビューを行いました。その結果、当社グループの内部監査業務は有効であるとの意見を受けております。</p> <p>今後の内部監査業務のレビューの予定は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="560 1973 1104 2018"> <tr> <td>2023年10～12月分</td> <td>2024年1月レビュー実施</td> </tr> </table>	2023年10～12月分	2024年1月レビュー実施	<p>四半期に一度実施</p> <p>次回 2024年1月実施</p>
2023年10～12月分	2024年1月レビュー実施			



<p>(8) viii. 内部監査の人員強化</p>	<p>内部監査室の体制を強化するため、2022年5月以降、従前の内部監査室の従業員1名に加えて、外部の公認会計士3名が当社内部監査室の一部業務を実施しております。2023年11月末時点においても当該体制を継続しております。</p>	<p>継続的に実施</p>
<p>(9) 役員選任基準の見直し</p>	<p>当社はコーポレート・ガバナンス報告書に記載のとおり役員選任基準を設けていたものの、2021年12月期以前の取締役の意識が希薄であったこと、専任基準やプロセスを社内規則やマニュアルに落とし込んでいなかったことから、これまでの当社及び当社子会社の役員選任時においては経歴や年俸、事業に対する知見などを重視するのみで、選任基準を踏まえた慎重な検討はなされていませんでした。また、当社は役員選任にあたり指名報酬委員会の審議を必要としておりますが、子会社役員を選任に関しては、運用が定まっていなかったため指名報酬委員会の審議を経ず、十分な審議が行われておりませんでした。</p> <p>このため、上記(1)、(6)に記載のコンプライアンス・ガバナンス意識改革を進めることを前提に、役員選任基準を改めたうえで選任プロセスを明確化し、当社グループ共通で適用することといたしました(当該基準及び運用は重任時にも適用されます)。2023年1月23日取締役会にて規定として文書化し関係者に周知徹底のうえ、2023年2月以降の役員選任より運用を開始いたしました。</p> <p>これにより当社及び当社子会社において、コンプライアンス意識を有し内部統制の知見を有した人選がなされることとなり、不祥事の未然防止を図ります。</p> <p>2023年2月8日指名報酬委員会にて、以下の基準をもとに役員を選任を行いました。その後2023年11月末時点まで子会社を含め役員交代(選任)は行われておりません。</p> <p>〈役員選任基準〉</p> <p>① 心身ともに健康であり、取締役としての職務遂行において支障がないこと。②法令に定める取締役の欠格事由に該当しないこと。③遵法精神に富んでおり、取締役としての職務遂行において忠実義務・善管注意義務を適切に果たすための資質を備えていること。④当社</p>	<p>2023年1月23日取締役会にて役員選任基準新設</p>

	<p>事業に関する知識に加えて、事業運営、会社経営、法曹、会計、システム開発・構築のうちいずれかの分野における豊富な経験を有すること。⑤当社の持続的な成長および企業価値の向上に資するという観点から、経営監督に相応しい者であること。⑥当社主要事業分野において、経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと。⑦当該候補者が選任される場合に、他の役員との関係において、知識・経験・専門能力に特段の偏りがなく、⑧コンプライアンス・ガバナンスを重視し、内部統制の知見を有すること。</p>	
(10) 管理体制の統一化	<p>現在当社グループ会社は全て当社管理本部にて管理を行っております。今後、企業買収などを行う際にも、原則として子会社の管理部門を独立させず、当社管理本部が管理機能を担う体制を取ることといたします。</p>	継続的に実施
(11) 全従業員への教育の実施と社内規定の定期的な見直し	<p>当社グループ全従業員のコンプライアンス意識等の向上を図るため、当社グループ全従業員を対象としたコンプライアンス研修（対面もしくはオンラインにて）を年2回実施することといたしました。</p> <p>また、当該研修後には総務部門においてeラーニングを活用し研修内容の定着と理解度の確認を全従業員に対して実施しております。</p> <p><b>【実施日】</b> 2023年12月8日 「コンプライアンス研修_インサイダー取引規制研修」</p>	年2回実施 次回2024年6月頃予定
(12) 企業買収時におけるリスク把握のための調査の見直し	<p>これまでの企業買収時において、当社は法律事務所や監査法人等の外部アドバイザーに法務・財務に関する調査を依頼することで調査を実施していましたが、当社はその調査結果に十分な問題意識を持つことはなく、財務資料の表面的な検証をするに留まっておりました。また、コンプライアンスやガバナンスに関する調査、買収候補先の実態把握やリスク評価は行っていませんでした。今後は、同様の事象の発生を防ぐためこれまでの調査態勢を見直し、当社役職員及び外部の専門家</p>	案件発生時に都度対応

	<p>で構成する M&amp;A 専門チームを組織し、買収候補先の法務・財務に関するデューデリジェンスに加え、これまでは実施していなかったコンプライアンスやガバナンスに関連した実態把握や調査も実施いたします。</p> <p>これらデューデリジェンス等で検出された問題点や改善を要する事項及び買収後の改善可能性やその方法等については M&amp;A 専門チームで十分な検討や審議を行ったうえでリスク評価を行い、そのうえで企業買収の可否を判断することといたします。</p> <p>当該調査を踏まえて買収を決定した場合には、事前に洗い出した課題にかかる改善策に直ちに着手することとします。当該改善対応については、当社管理本部により当該子会社事業部へ指導を行い、当社内部監査室において当該子会社事業部の内部監査を行い、上述 (8) iv 記載の内部監査報告を毎月定期的に行い、問題点の是正を当社管理本部と当該子会社事業部で進め、合わせてコンプライアンス意識を醸成する研修を行うこととします。</p> <p>これにより、今後企業買収を検討する際に、買収後の管理体制構築まで見据えた検討ができ、買収後も計画的に子会社管理を行ってまいります。</p> <p>当該期間において企業買収案件は発生しておりません。</p>	
<p>(13) 再発防止策の実行性の担保</p>	<p>監査役会が月次で再発防止策の進捗モニタリングを実施し、その結果を定時取締役会へ報告しております。</p> <p>また、不備が検出された場合には、監査役会からの改善指導を受けた取締役会が都度、再発防止策の見直しを図ることとしております。当該期間においては、不備は検出されておられません。</p> <p>コンプライアンス・ガバナンス意識の高い社内風土を作っていくには継続的な周知が必要であり、今後は不備が起きた際は改めて全社員に社内ルールを順守する旨の周知を実施して参ります。</p> <p>なお、監査役会が実施する再発防止策については取締役会にて進捗モニタリングを実施しております。</p> <p>モニタリングの結果及び実効性評価は以下の</p>	<p>四半期に一度実施</p>

	<p>通りです。</p> <p><u>取締役会が実施している本再発防止策の実効性について監査役会の評価</u></p> <p>監査役会が再発防止策のモニタリングを行った結果、当該期間において稟議申請の不備は検出されておりません。今後も是正状況については継続的にモニタリングを行ってまいります。</p> <p>稟議申請において不備が検出されなかったこと、その他再発防止策が適切に運用されていることを確認し、類似事案及び法令定款、コンプライアンス違反のある事案が発生していないことから本再発防止策が有効であると判断いたします。なお、監査役会が実施している再発防止策については取締役会にて評価を行うこととしております。評価結果は以下のとおりです。</p> <p><u>監査役会が実施している本再発防止策モニタリングについての取締役会の評価</u></p> <p>監査役会が実施するモニタリングなどの再発防止策がいずれも適宜適切に行われていることを取締役会が確認しており、監査役会が担う再発防止策は有効に機能していると評価しております。</p>	
--	--	--

これらの再発防止策を実施した2022年10月以降、同様の事案は発生しておらず、当社の役職員のコンプライアンス意識が改善し、ガバナンスが強化されておりますことから、本件再発防止策の実施状況の開示につきましては今回をもって終了させていただきます。

株主・投資家の皆様をはじめ、市場関係者及び取引先の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げますとともに、今後も役職員一同コンプライアンス・ガバナンスの徹底に取り組み、早期の信頼回復に最善をつくしてまいります。何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上